

# 農業農村整備事業

## 事業の概要

管内の農業は、営農形態等から胆振東部地域、胆振西部地域、日高地域の3地域に大別されます。胆振東部地域は、管内稲作の中核地帯であるとともに、道内を代表する都市近郊型畑作地帯です。胆振西部地域は、自然環境に恵まれた道内野菜の生産地です。また、日高地域は、軽種馬を基幹として稲作・野菜・酪農・肉牛等多岐にわたる農業が展開されています。

第9期北海道総合開発計画に掲げられた目標の実現に向け、農業の持続的発展と食料供給の安定化を図るため、農業生産基盤の整備を進めます。



伊達地区 区画整理事実施状況

### ● 国営かんがい排水事業

- 勇払東部(二期)地区**：事業効果の早期発現に向けて、用水施設の整備を進めます。
- 新鷲川地区**：事業効果の早期発現に向けて、用水施設の整備を進めます。
- 大原二期地区**：事業効果の早期発現に向けて、用水施設の整備を進めます。
- 美河地区**：事業効果の早期発現に向けて、用水施設の整備を進めます。

### ● 国営緊急農地再編整備事業

- 伊達地区**：事業効果の早期発現に向けて、区画整理を進めます。

### ● 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

**機能保全計画策定事業**：国営造成施設の長寿命化を目的とする保全対策等の適切な実施のため、機能診断及び機能保全計画の策定を行い、適期の整備更新の実施に関する指導・助言を行います。

**技術高度化事業**：機能保全計画の精度向上のため、①施設の診断、劣化予測、評価手法の確立、②対策工法の有効性及び耐久性の検証等を行います。

## 実施地区 農業農村整備事業の概要

事業種別	地区名	関係市町村名	受益面積	事業の概要
国営かんがい排水事業	勇払東部(二期)地区	厚真町 むかわ町	3,224ha	夕揚水機路 1か所 △ 12条 △ 改修一式
	新鷲川地区	むかわ町	3,316ha	夕頭首水路 3条 △ 改修一式 △ 3条 △ 4条
	大原二期地区	洞爺湖町 豊浦町	2,034ha	調整池路 1か所 △ 1条 △ 5条 △ 用水路附帯施設
	美河地区	新ひだか町	1,230ha	夕頭首工 1か所 △ 改修一式
国営緊急農地再編整備事業	伊達地区	伊達市	1,281ha	区画整理 1,281ha

# 水産基盤整備事業

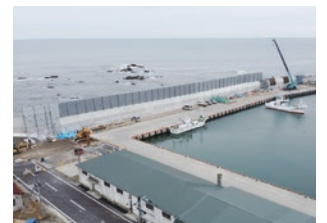
## 事業の概要

当部管内の第3種及び第4種漁港は、北海道噴火湾の東部から襟裳岬の東側に位置し、太平洋沖を漁場とした刺網漁業、定置網漁業等の沿岸漁業や沖合底びき網漁業を中心に、水産物の生産・流通拠点として広域的に利用されており、我が国の水産物供給基地として重要な役割を担っています。

令和6年度は、第9期北海道総合開発計画及び漁港漁場整備長期計画で示された施策を踏まえ、「水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策」、「持続可能な漁業生産を確保するための漁港施設の強靱化・長寿命化対策」に向けた水産基盤整備を推進します。



追直漁港外防波堤整備状況



庶野漁港東護岸(改良)整備状況

### ● 追直地区

漁港内の静穏度向上を図るための防波堤、水産物の高度衛生管理対策の強化を図るための岸壁の整備を推進します。

### ● 登別地区

漁港内の静穏度向上を図るための防波堤などの整備を推進します。

### ● 三石地区

漁港内の静穏度向上を図るための防波堤、漁業活動の効率化を図るため道路などの整備を推進します。

### ● 様似地区

漁船の上下架作業の効率化を図るための船揚場などの整備を推進します。

### ● 庶野地区

漁業活動の安全性向上を図るための護岸、漁船の上下架作業の効率化を図るための船揚場、漁港内の静穏度向上を図るための突堤などの整備を推進します。

### ● 室蘭管内地区

追直漁港、登別漁港、三石漁港、様似漁港及び庶野漁港において、漁港施設の長寿命化を図るため、泊地、護岸、防波堤などの補修を行います。

## 水産基盤整備事業の概要

事業区分	地区名	事業の概要
特定漁港 漁場整備 事業	追直地区 (第3種追直漁港)	外郭施設:外防波堤・東防波堤(改良) 係留施設:水深5.5m岸壁(改良)
	登別地区 (第3種登別漁港)	外郭施設:突堤 水域施設:水深3.5m航路(岸壁撤去) 輸送施設:駐車場
	三石地区 (第3種三石漁港)	外郭施設:西防波堤(改良) 輸送施設:道路(改良) 漁港施設用地:用地(改良)
	様似地区 (第3種様似漁港)	係留施設:船揚場(改良) 水域施設:水深5.5m航路 漁港施設用地:用地(改良)
	庶野地区 (第4種庶野漁港)	外郭施設:東護岸(改良)・東突堤・東護岸 係留施設:船揚場 水域施設:水深4.0m航路
室蘭管内地区		【追直漁港】 水域施設:水深5.5m泊地(補修) 【登別漁港】 水域施設:水深3.5m航路(補修) 水深3.0m泊地(第1港区②)(補修) 【三石漁港】 水域施設:水深3.0m泊地(補修) 水深3.5m泊地①(補修) 輸送施設:道路(補修) 【様似漁港】 外郭施設:西護岸(補修)・東防波堤(補修) 輸送施設:道路(補修) 【庶野漁港】 外郭施設:東防波堤(補修) 係留施設:水深4.0m岸壁(補修) 輸送施設:道路(補修)

第1種漁港：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの  
 第2種漁港：その利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属しないもの  
 第3種漁港：その利用範囲が全国的なもの  
 第4種漁港：離島やその他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの